

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」
に関するパブリックコメントについて

平成21年10月
海事局検査測度課

改正の背景

危険物の海上運送に関しては、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）に基づく国際海上危険物規程（以下「IMDGコード」という）により、容器、表示、積載方法等の要件が定められており、我が国においてもIMDGコードの規定を危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）及び関連告示に取り入れて安全規制を実施しているところです。

平成20年9月に開催されたIMOの「第13回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会（以下「DSC」という）」において、IMDGコードの改正について審議され、改正内容の一つとして深冷液化ガスの甲板下積載を禁止することが合意されました。この改正については、当初、平成24年1月1日に発効する予定でしたが、本年9月に開催されたDSC14において、深冷液化ガスの甲板下積載の禁止については死亡事故を背景とする改正であるため、安全性の観点から早急に対応する必要があるとの指摘があり、審議の結果、平成22年1月1日から実施することが合意されました。

このため、我が国においても当該改正内容を「船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号。以下「危告示」という）」に取り入れ、平成22年1月1日より施行することを検討しています。

改正概要

IMDGコードの改正に伴い、以下に掲げる深冷液化ガスの甲板下積載を禁止する。（危告示別表第1の積載方法の欄を「B」から「D」に改正 ※「B」・「D」の区分については別紙参照）

UN1913 ネオン、UN1951 アルゴン、UN1963 ヘリウム、UN1970 クリプトン、UN2187 炭酸ガス、
UN2201 亜酸化窒素及びUN2591 キセノン

スケジュール

公布：平成21年12月下旬（予定）

施行：平成22年1月1日

深冷液化ガス

輸送用に低温化し、部分的に液状で容器に収納されたガス。前出の物質以外の深冷液化ガス12物質の積載方法は全てDとなっています。

積載方法の欄

B	旅客船以外の船舶及び2.5又は船舶の全長（m）を3で除した数のうちいずれか大きい方の数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載 又は 甲板下積載
	2.5又は船舶の全長（m）を3で除した数のうちいずれか大きい方の数を超える数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
D	旅客船以外の船舶及び2.5又は船舶の全長（m）を3で除した数のうちいずれか大きい方の数を超えない数の旅客を搭載している旅客船	甲板上積載
	2.5又は船舶の全長（m）を3で除した数のうちいずれか大きい方の数を超える数の旅客を搭載している旅客船	—